

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設に 関する管理及び点検要領

廃棄物及び廃水等取扱作業部会

I 目 的

地下水汚染の未然防止の観点から、水質汚濁防止法第12条の4において、有害物質使用特定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備、使用の方法に関する基準が定められており、これを遵守しなければならない。このうち、使用の方法については、水質汚濁防止法施行規則第8条の7第2項により管理要領を定めることとされている。また、水質汚濁防止法第14条第5項において、有害物質使用特定施設について点検を行い、その結果を記録し、3年間保存しなければならない。

これらの規定に基づき、本学（国立大学法人福井大学文京キャンパス）においては、以下のとおり管理及び点検要領を定め、これに則り実施する。

II 管 理

1. 使用の方法について

イ 有害物質を含む水等を扱う作業の方法

- ① 取り扱っている有害物質の性状や毒性などを理解し、火気に注意して取り扱う。
- ② 地下に浸透したり、周囲に飛散・流出したりしないよう注意して作業する。
- ③ 作業中は持ち場を離れない。
- ④ 有害物質を含む水の漏えいが、土壤汚染・地下水汚染に繋がるおそれがあることを認識して、細心の注意を払って作業を行う。
- ⑤ 有害物質を使用する作業は、必ず所定の実験室で行う。
- ⑥ 実験装置等と配管等の接続を確認した上で作業を行う。

ロ 設備（実験装置等）の作動状況の確認及び適切な運転のための措置

- ① 操作マニュアルに則った手順を遵守して作業を行う。
- ② 有害物質を含む水を使用している機器や配管について、バルブ等の閉め忘れや弛みがないことを事前に確認した上で稼働させる。
- ③ 機器が正常に稼働していることを随時確認する。
- ④ 定期点検で劣化・損傷した箇所がないか確認し、劣化・損傷した箇所は速やかに交換・補修する。
- ⑤ 有害物質を含む原料を原料タンク等に搬入する場合は、搬入量がタンク等の残存容量を下回っていることを確認する。
- ⑥ 施設のメンテナンス状況を確認する。
- ⑦ 施設の周囲は週に1度清掃する。
- ⑧ 施設の周囲は整理整頓をする。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合の措置

- ① すぐに補給を中止する。
- ② 漏えいした有害物質の有害性、取り扱いの注意、廃棄する場合の留意点などについて SDS 等で確認し、適切に処理をする。
- ③ 漏えいが発生した場所及びその措置等を記録し、その記録は 3 年以上保存する。
- ④ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収する。なお、この場合は、有害物質による健康被害が生じないように、十分注意する。
- ⑤ 回収した有害物質を含む水は、再利用可能な場合は再利用し、再利用できない場合は、「実験廃棄物の貯留・廃棄マニュアル」（廃棄物及び廃水等取扱作業部会策定）に基づき適切に処理する。
- ⑥ 再発の防止策を検討し、必要に応じて作業方法や施設の改善を実施する。

2. 点検について

イ 作業の方法の点検

- ① 目視により確認を行う
- ② 年に 1 度、各担当教員が各作業担当者の作業手順についての確認を行う。

ロ 設備（実験装置等）の作動状況及び適切な運転の点検

- ① 設備の運転開始前後に日常点検を行う。
- ② 運転中は、定期的に設備の運転状況を監視する。
- ③ ①～②の作業をしていることを、年に 1 度、各担当教員が各作業担当者に確認をする。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合の措置についての点検

- ① 有害物質を含む水が漏えいした場合の手順を年に 1 度、各担当教員が各作業担当者に確認をする。

ニ イ～ハの点検結果については、別紙に記録し、3 年間保存する。

Ⅲ 点 検

1. 対象施設について

ア 施設の名称

・文京キャンパス 実験室

イ 施設の種類

・有害物質使用特定施設

ウ 扱う有害物質

・ジクロロメタン、四塩化炭素、ベンゼン、1,2-ジクロロエタン、1,4-ジクロロベンゼン

2. 定期点検について

ア 点検の体制

・福井大学設備等保全業務委託業者は、下記の点検を行い記録する。

イ 点検の箇所・方法・頻度

箇 所	方 法	点 検 内 容	頻 度
施設本体	目視	①施設本体の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	年1回
床面及び 周囲	目視	床面の亀裂、損傷その他の異常の有無	年1回
使用の方 法	担当者への 聞き取り	作業手順や、設備の作動状況・適切な運転や、有害 物質が漏えいした場合の手順についての確認	年1回

3. 定期点検の記録と保存について

ア 点検の記録は、別紙「点検記録表」に記録する。また、異常等が確認された場合には、詳細及び講じた措置を併せて「点検記録表」に記録する。

イ 点検の記録は、3年間保存する。

ウ 点検の記録は、財務部環境整備課執務室内に保存する。

4. 日常点検の位置づけについて

ア 日々の業務の中で目に見える範囲内で漏えい等に気がついた場合は、定期点検の際に異常等が確認された場合と同様の扱いとし、速やかに措置を講ずる。またその内容についても記録をし、3年間保存する。

附則

この要領は、平成27年6月1日より施行する。